

J R 赤穂線沿線地域ストーリー動画制作業務 募集要項

1 事業目的

J R 赤穂線の駅と周辺施設を舞台にしたストーリー動画を制作し、映画のような自然な形で沿線地域を映し、沿線地域の魅力を伝えることを目的とする。

については、民間事業者の専門性、ノウハウ・経験等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施のため、以下のとおり公募し、業務を委託する者を選定する。

2 委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 委託費

2,140,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

4 スケジュール

令和 6 年 6 月 12 日(水)	公募開始
6 月 12 日(水)～17 日(月)	質問期間
6 月 20 日(木)	質問回答
6 月 24 日(月)	書類提出〆切
6 月中旬～7 月上旬	審査会（書面審査）
7 月下旬	審査結果通知、契約締結
8 月上旬～	撮影・編集
令和 7 年 2 月中旬	完成物納品・実績報告書提出

5 応募資格

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 民間企業、NPO 法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）
- ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- ③ 事業の実施にあたり、J R 赤穂線沿線地域活性化連絡協議会との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ② 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ④ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

6 業務内容

別紙仕様書のとおり

7 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年6月12日（水）～同年6月24日（月）17時まで

(2) 提出先

J R 赤穂線沿線地域活性化連絡会議事務局（兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により必要書類を提出すること。あわせて、電子メールにて書類データの提出を行うこと。

なお、受付時間は、直接持参の場合は土日、祝日を除く平日9時から17時までとし、郵送の場合は、令和6年6月24日（月）17時までに事務局に到着するように提出し、電話により応募書類の到着を確認すること。

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

8 提出書類

書類名	部数/様式	内容
申込書	1部（様式1）	
誓約書	1部（様式2）	
企画提案書	7部 （任意様式、A4サイズ20枚 又はA3サイズ10枚以内）	事業者概要 事業実績 提案内容 業務体制図※
経費積算見積書	1部（任意様式）	積算単価及び数量等を明記し、「一式」という表記は極力避けること。
定款若しくは寄付行為及び登記証明書又はこれらに準ずる書類の写し	1部	
財務諸表	1部	令和4年度又は令和5年度決算書類の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
納税証明書	1部	県税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書 （応募の日前3か月以内に交付されたもの）

※業務体制図に加えて、別紙「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」を提出すること。なお、企画提案書には以下の内容を必ず記載すること。

①動画コンセプト案

②想定撮影スポット及びスポット数

※ただし、受託事業者選定後、委託者と協議のうえ決定する。

9 受託事業者等の選定

(1) 審査会（書面審査）

ア 日程

令和6年6月下旬～7月上旬

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等の内容に基づき行う。採用する企画は、下記の項目について審査会構成員全員が個別に採点し、その合計点の最も高いものとする。同順位の企画が2つ以上ある場合は、委員長が指示する企画を採用する。

なお、応募者が一者のみの場合は、基準点を総得点の60%と設定し、満たした場合のみ採用とする。

ア 企画構成 企画等のアイデア、業務内容の理解度・優良性・実現可能性 等

イ 実施体制 業務の実施体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込 等

ウ 見積額 経費の妥当性

エ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫 等

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、採否を問わず、文書により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

① 「5 応募資格」に該当しない場合

② 要項に違反又は著しく逸脱した場合

③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合

⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

10 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消す場合がある。

11 委託契約の締結

別紙仕様書のとおり

12 募集要項に関する質疑及び回答

(1) 質疑

書面により質疑書（任意様式）を作成し、令和6年6月12日（水）～同年6月17日（月）17時までの間に、事務局に持参、郵送、メール、ファックスなどにより届けること。持参以外の方法の場合、電話により文書の到着を確認すること。

(2) 回答

質問への回答は、原則、参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

13 問い合わせ先・書類提出先（事務局）

兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課 木本

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-25

電話：0791-58-2132 FAX：0791-58-0523

E-mail：Yuuto_Kimoto@pref.hyogo.lg.jp

附則

- 1 この要項は、令和6年6月6日より施行する。

(様式1)

令和6年 月 日

J R 赤穂線沿線地域活性化連絡会議
会長 中谷 忠彦 様

申 込 書

(応募者)

住 所

団 体 名

代表者名

電 話

電子メール

「J R 赤穂線沿線地域ストーリー動画制作業務 募集要項」に基づき、関係書類を添えて申込します。

担当者

所 属	
氏 名	
電 話	
F A X	
電子メール	

【関係書類】

- ・ 誓約書 (様式2)
- ・ 企画提案書 (任意様式)
- ・ 経費積算見積書 (任意様式)
- ・ 添付書類
 - ① 定款若しくは寄付行為及び登記証明書又はこれらに準ずる書類の写し
 - ② 財務諸表 (令和4年度又は令和5年度決算書類の写し (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書))
 - ③ 納税証明書 (県税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書 (応募の日前3か月以内に交付されたもの))

(様式2)

誓約書

兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記1及び2（上記1、2及び3）に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

年 月 日

J R 赤穂線沿線地域活性化連絡会議

会長 中谷 忠彦 様

住 所

（所在地）

氏 名

（ 法人名
 役員名 ）

電 話 （ ） ー 番

電子メール

担当ディレクターの類似動画制作業務実績

氏名 _____

委託元	動画名	動画内容、URL	制作金額	受託期間
【記入例】 ●●県○○課				令和5年4月1日 ～ 令和5年9月30日

※ 過去3年間に受託した類似業務の実績を記載すること。多数の場合は、代表的なもののみ記載すること。

J R 赤穂線沿線地域ストーリー動画制作業務 仕様書

1 委託業務名

J R 赤穂線沿線地域ストーリー動画制作業務

2 業務目的

J R 赤穂線の駅と周辺施設を舞台にしたストーリー動画を制作し、映画のような自然な形で沿線地域を映し、沿線地域の魅力を伝えることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 スケジュール

令和6年7月下旬	審査結果通知、契約締結
8月上旬～	撮影・編集
令和7年2月中旬	完成物納品・実績報告書提出

5 委託費

2,140,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

6 業務内容

(1) ストーリー動画制作

本業務の目的を達するため、J R 赤穂線沿線地域の魅力を効果的な撮影技法を用いて表現した動画を以下のとおり制作すること。

①ストーリーの制作

J R 赤穂線沿線地域（相生市、赤穂市、備前市、瀬戸内市）を舞台としたストーリーを作成。

②撮影

ストーリー構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。出演者は可能な限り地元的一般の方を起用する。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 肖像権や著作権について必要な手続き

イ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

ウ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

③編集

撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行い、3分の動画×1本と、30～45秒のショート版×1本を制作する。

動画の完成までに、J R 赤穂線沿線地域活性化連絡会議による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

④音声

BGM、ナレーションを効果的に使用する。言語は日本語を主言語とする。

⑤納品方法

ア 動画の規格は、16:9 とし、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。

イ 動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

・DVD ディスク …本編1本（3分）、ショート版1本（30～45秒）、白素材

・配信用データ …3種類

※YouTube および各構成団体のホームページで再生可能な形式(MPEG4、MOV等)

⑥参考にする動画

URL : www.youtube.com/watch?v=tcAVdIf21WI

【動画制作・納品における留意事項】

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- ② 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。
- ③ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ④ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑥ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- ⑦ 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、地域PRについての知見があるディレクターが担当すること。
(別途提出する「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」にて実績を記載し、評価の一部とする。)
- ⑧ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ⑨ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑩ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑪ 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。
- ⑫ 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- ⑬ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ⑭ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

7 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

ア 本コンペは受託者の選定を行うものであり、事業内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、関係法規等を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

ア 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、J R赤穂線沿線地域活性化連絡会議に帰属する。

イ J R赤穂線沿線地域活性化連絡会議は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ J R赤穂線沿線地域活性化連絡会議の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、J R赤穂線沿線地域活性化連絡会議は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(12) その他

ア 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、J R赤穂線沿線地域活性化連絡会議と協議し、その指示に従うこと。

イ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、J R赤穂線沿線地域活性化連絡会議に提出すること。

ＪＲ赤穂線沿線地域ストーリー動画制作業務審査会設置要綱

（目的）

第１条 「ＪＲ赤穂線沿線地域ストーリー動画制作業務 募集要項」に基づき、応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、ＪＲ赤穂線沿線地域ストーリー動画制作業務審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１） 企画提案コンペの企画提案書等の審査に関すること。
- （２） その他企画提案コンペに関して必要なこと。

（組織）

第３条 審査会は、ＪＲ赤穂線沿線地域活性化連絡会議構成団体で組織する。

（委員長）

第４条 審査会に委員長を置く。

- ２ 委員長は、ＪＲ赤穂線沿線地域活性化連絡会議会長をもって充てる。
- ３ 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- ４ 委員長に事故があるときは、また委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- ２ 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- ３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ４ 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（書面審査）

第６条 急務を要する場合や業務の性質等を踏まえ、委員長が認めるときは、書面により審査を行うことができる。

（庶務）

第７条 審査会の庶務は、ＪＲ赤穂線沿線地域活性化連絡会議事務局（西播磨県民局県民躍動室地域振興課）において処理する。

（補足）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、令和６年６月６日から施行する。